平成２５年（フ）第４５号
北海道名寄市西５条南６丁目２番地３
破産者　神　　輝昭
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６６号
開始決定時の住所北海道旭川市豊岡６条８丁目９番４号
破産者　青砥　伸幸
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３７号
北海道旭川市永山５条８丁目２番10号
破産者　山口いち子
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３５９号
北海道旭川市永山８条19丁目１番14号
破産者　高田　耕一
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２２２号
北海道帯広市緑ケ丘２条通４丁目４番地10
コーポ翔Ｆ３
破産者　横田　眞司
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第５６号
北海道北見市東相内町17番地75、前住所北海道常呂郡訓子府町東町116番地
破産者　紺野　　晃
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２５年（フ）第６９号
北海道北見市西三輪１丁目653番地11　アイビス三輪第２五番館201号
破産者　三上　　仁
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２５年（フ）第３５号
青森県北津軽郡鶴田町大字強巻字翁柳120番地15
破産者　齋藤　守夫
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第４８号
岩手県奥州市水沢区西上野町３番２号
破産者　山形　洋一
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第１９７号
秋田県南秋田郡五城目町小池字岡本下台50番地３
破産者　佐々木造材こと　佐々木光一
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２８１号
埼玉県児玉郡神川町大字新里430番地１
破産者　落合三枝子
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３７１号
埼玉県熊谷市葛和田1139番地４
破産者　出川　道也
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２３３０号
神奈川県鎌倉市大船1444番地１　デューク　ガーデン103、開始決定時の住所神奈川県相模原市南区相模大野２丁目５番33号　山崎荘208
破産者　吉見　　亮
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１４号
長野県塩尻市大門一番町４番12号　プラザドゥメラＢ107
破産者　三沢　　元
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第５７号
鳥取県米子市皆生５丁目12番36号　205号、開始決定時の住所鳥取県米子市上福原３丁目１番６―301号
破産者　赤木　　博
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第８３号
島根県雲南市大東町養賀836番地４、前住所島根県雲南市三刀屋町下熊谷1672番地１
破産者　狩野　　司
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３４号
徳島県板野郡北島町北村字壱町四反地35番地118
破産者　中原　順一
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２０２号
香川県高松市栗林町３―８―40、住民票上の住所香川県坂出市元町２丁目１番１号
破産者　土井　美穂（旧姓十河）
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２７４号
香川県高松市三谷町2901番地、住民票上の住所香川県高松市三谷町1660番地
破産者　上原カズ子
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係